

平成20年度サマーキャンプ 中学生の翼団員任命式

中学生海外派遣事業「サマーキャンプ中学生の翼」の団員任命式を、6月16日に多目的研修集会施設で行い、小野中・浮金中7名の方を団員に任命しました。

この事業は、国際化に対応する人材の育成を目的として、市内の中学生を対象にアメリカへ派遣するもので、今回で17回目を迎えます。式では、任命書が交付された後、団員一人一人が研修にあたっての抱負を述べました。団員の皆さんは、7月31日から8月9日までの間、アメリカニュージャージー州グリーンロック町でのホームステイとニューヨーク州ハンコック町でのキャンプ活動を行います。

団員の皆さんは次のとおりです。
(敬称略)

- 団員
- 佐伯 芳彦(小野中2年)
 - 井出 暁子()
 - 石井 友菜()
 - 長窪 祥也()
 - 永田 恵理()
 - 吉田華菜子()
 - 曲山 元基(浮金中2年)

- 引率者
- 団長 吉田勝人 (教育長)
 - 指導員 今泉令子 (公民館職員)
 - 指導員 吉田 隆 (公民館職員)



団員の皆さん

大自然に囲まれ農業体験

東京都中野区立中野第一中学校



田植え体験をする生徒達

5月23日、東京都中野区立中野第一中学校2年生が、湯沢地区活性化協議会(長久保喜伸会長)の協力により、農業体験を行いました。

当日は初夏の晴天に恵まれ、畑仕事の仕方や作付け、餅つきなどを行って、いよいよ田植え体験。昔ながらの手での植え付けなので、実際に田んぼに入っ

ての作業でした。泥の感触に戸惑い、歓声を上げながらも協議会の皆さんの指導の甲斐あって無事作業が終了しました。

その後、しいたけ原木への菌の植え付けも行い、普段は体験できない農業の一端を垣間見、豊かな自然を満喫していました。

国民年金コーナー 国民年金保険料の免除制度その②

今回は一部納付(免除)制度を紹介します。

一部納付(免除)制度は、保険料の一部を納付することにより、残りの保険料の納付が免除となる制度です。

- 一部納付(免除)制度には、次の3種類があります。
- ◎4分の1納付(3,600円)
- ◎2分の1納付(7,210円)
- ◎4分の3納付(10,810円)

※()内は納付する保険料の金額です。

次の所得基準の範囲内にある方が、対象となります。

〔所得基準〕

前年の所得が計算式で計算した金額の範囲内であること。

〔計算式〕

- ◎4分の1納付
78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- ◎2分の1納付
118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
- ◎4分の3納付
158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

【例】一部納付(免除)制度の所得基準の目安

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	1/2納付	3/4納付
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円
2人世帯(夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
4人世帯(夫婦、子供2人)	162万円	230万円	282万円	335万円

※申請の時期によって、前年の所得で審査を行う場合があります。

ただし、一部保険料を納付しなかった場合には、その期間の一部免除が無効となり、未納と同じになってしまいます。将来の老齢基礎年金の額に反映されず、障害や死亡といった不慮の事故が起こった場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

◆問い合わせ

郡山社会保険事務所
町民生活課
☎024-9321-3480
☎72-6933